

# 第1回で指摘のあった論点等について

2020年10月  
電力広域的運営推進機関

1. 目的適合性の確認
2. 人材確保
3. ガバナンスの在り方
4. 適切な資金管理等の在り方
  
5. 参考

1. 目的適合性の確認
2. 人材確保
3. ガバナンスの在り方
4. 適切な資金管理等の在り方
5. 参考

# 第1回検証WG御発言抜粋

## (OCCTOの実績の評価方法)

- 特にこの1か月を見ても、国のエネルギー政策は非常に明確になってきていると思っています。例えば脱炭素化、あるいは、今回「再エネ型経済社会の創造」と大臣がおっしゃったようなエネルギーシステムの実現にはもう間違いなく電力の広域運用が必要で、今いろいろな業務を担っていただいているんですが、恐らく本来の電力の広域運用が本当にどれくらい進んだのかということは、一度見ていただく視点としては必要かなと思っています。確かにOCCTOさんの財政は送配電事業者さんの会費が一番大きい割合を占めるんですけども、詰まるところそれは需要家が払っているお金だというふうに思いますと、やはりよりよいエネルギーシステムを支えるという点での諸業務、とりわけ電力の広域運用で本来の業務がどのくらい進んだかという点は一つ注目したいところです。
- コストという意味での効率性は、色々な面で気にされているようで、それは非常に結構なことだと思うのですが、あくまで政策目的をしっかりと実現できているかということが大事なのであって、1円でも安くという話ではないのだと思います。他方で、もちろん役所であっても効率性は重要なわけですが、特に広域機関のコストは最終的には電力ユーザーに転嫁されやすいということからしますと、民間組織だからということではなく、端的に効率性は重要であると言った上で、**効率性の判断基準は利益を上げているかではなく政策目的が実現できているかどうか**に係ってくるということだと感じた次第であります。

# 目的適合性の確認

- ◆ 法律改正時に期待されていた役割については、運用を中心とした4点であり、成果は赤字のとおり。
- ◆ 設立時以降、直面している課題に対応した新規の役割についても結果を出してきた。

電力システムに関する改革方針（平成25年4月2日閣議決定）（抜粋）

## 1. 広域系統運用の拡大

電力需給のひっ迫や出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大に対応するため、国の監督の下に、報告徴収等により系統利用者の情報を一元的に把握し、**以下の業務を担う「広域系統運用機関（仮称）」を設立し**、平常時、緊急時を問わず、安定供給体制を抜本的に強化し、併せて電力コスト低減を図るため、**従来の区域（エリア）概念を越えた全国大での需給調整機能を強化**する。

- ① **需給計画・系統計画を取りまとめ、周波数変換設備、地域間連系線等の送電インフラの増強や区域（エリア）を越えた全国大での系統運用等を図る。**

→**成果：システムを模擬したモデルを活用した費用対効果分析を踏まえた3つの地域間連系線の増強 等**

- ② **平常時において、各区域（エリア）の送配電事業者による需給バランス・周波数調整に関し、広域的な運用の調整を行う。**

- ③ **災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。**

→**成果：2020年度：需給ひっ迫融通指示実施日数 = 2日 2019年度までの需給ひっ迫融通指示実施日数 = 33日**  
**間接オークションの実現の結果、卸電力市場での取引量の割合が2倍以上増加**

- ④ **中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行う。**

→**成果：一般送配電事業者が実施した検討結果について事前相談数・接続検討数の合計 983件**

設立時以降に、新規に対応行った業務（例）

- ⑤ 容量市場の検討・運営業務
- ⑥ 需給調整市場の検討
- ⑦ 広域機関主宰の電源接続案件募集プロセスの実施、リプレース案件系統連系募集プロセス対応
- ⑧ グリッドコード策定検討

# <参考> 設立時の取組と新たな課題への対応

## 設立時の取組

### 短期～中長期的な 安定供給を確保

設備形成：広域系統長期方針の策定  
供給力：電力供給計画を取りまとめ

## 新たな課題への対応

### 更なる安定供給への対応と経済合理性の両立

- 需給調整市場の検討
- 容量市場の創設・運営
- ブラックアウト検証
- 電力系統に関するマスタープランの検討※

### 送配電設備の公平・公正 かつ効率的利用の推進

電源接続：系統アクセスの受付  
連系線利用：利用管理

### 系統増強・利用ルールの深化

- 連系線利用への間接オークションの導入
- コネクト&マネージの検討
- 費用便益評価を用いた系統増強判断
- 混雑を前提とした系統利用ルール※

### 全国の需給状況や系統の 運用状況の監視

監視：電力の需給状況や系統の運用状況  
(24時間365日)  
指示：電力の融通や電源の焚増し

### 頻発する災害への対応

- 災害時連携計画の確認・検討
- 災害時の相互扶助制度の実施※

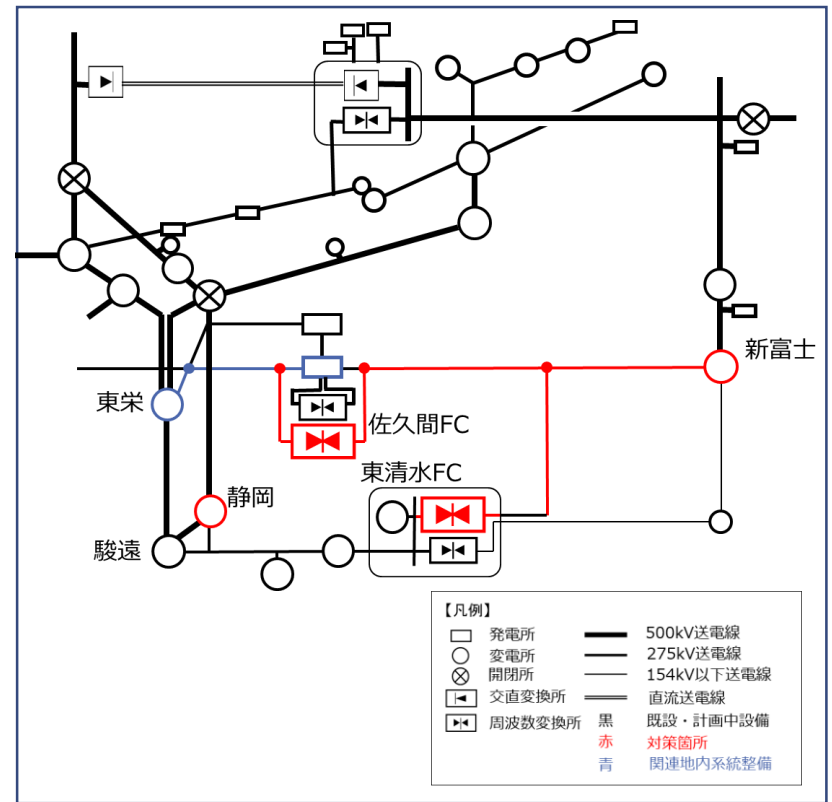
※ 今後実施または検討開始するもの

# <参考> 設置後の成果 広域的視点に立った送配電ネットワークの整備

- ◆ 広域的な運用の推進に向けて、連系線の基本的な整備方針をまとめ、負担の在り方も含めた整備計画を策定（1つは策定中）。 → **3つの地域間連系線の増強**を実現へ。
- ◆ 機関が保有する電源・系統の情報と、**系統を模擬したシミュレーション**を活用し、**費用便益分析**により**系統増強を判断**。 → **マスタープラン検討の基礎**を構築

## 連系線の整備計画

- ①東京中部間連系設備（FC） … 建設中
- ②東北東京間連系線 … (同上)
- ③北海道本州間連系設備 … 計画策定中



【凡例】

□	発電所	—	500kV送電線
○	変電所	—	275kV送電線
⊗	開閉所	—	154kV以下送電線
◻	交直変換所	—	直流送電線
◻	周波数変換所	—	既設・計画中設備
		黒	対策箇所
		赤	対策箇所
		青	関連地内系統整備

(例) 東京中部間連系設備（FC）の整備計画  
(東日本と西日本の電力融通量が300万kWに拡大)



# <参考> 設置後の成果 需給ひっ迫対応〔電力融通の指示〕

- ◆ 災害や電源トラブル等により需給ひっ迫する場合、需給状況を改善させるため、会員（電気事業者）に対して、電力の融通や電源の焚き増しなどの指示を実施。

## 【広域機関による需給悪化に伴う融通指示の実績】

### 東北電力地域への電力融通指示

【令和2年8月28日】気温上昇による需要増加

### 北海道電力地域への電力融通指示

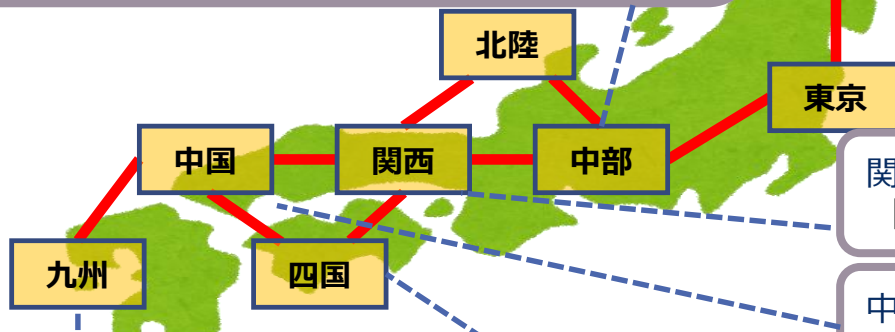
【平成30年9月7日～21日】  
胆振東部地震による供給力低下

### 中部電力地域への電力融通指示

【平成28年9月8日】送電線事故(電源脱落)による供給力低下  
【平成29年2月21日】送電線事故(電源脱落)による供給力低下  
【平成31年1月10日】気温低下による需要増加とPV下振れによる供給力低下  
【令和元年9月10日】気温上昇による需要増加

### 東京 P G 地域への電力融通指示

【平成27年4月8日】気温低下による需要増加  
【平成30年1月23～26日,2月1,2,22日】  
強い寒気の影響による需要増加  
【令和元年9月10日】気温上昇による需要増加



### 関西電力地域への電力融通指示

【平成30年7月18日】気温上昇による需要増加

### 中国電力地域への電力融通指示

【令和元年9月9日】気温上昇による需要増加

### 九州電力地域への電力融通指示

【令和元年7月9日】電源トラブルによる供給力低下  
【令和元年9月10日】気温上昇による需要増加  
【令和2年9月24日】天候変化によるPV下振れ及び需要増加

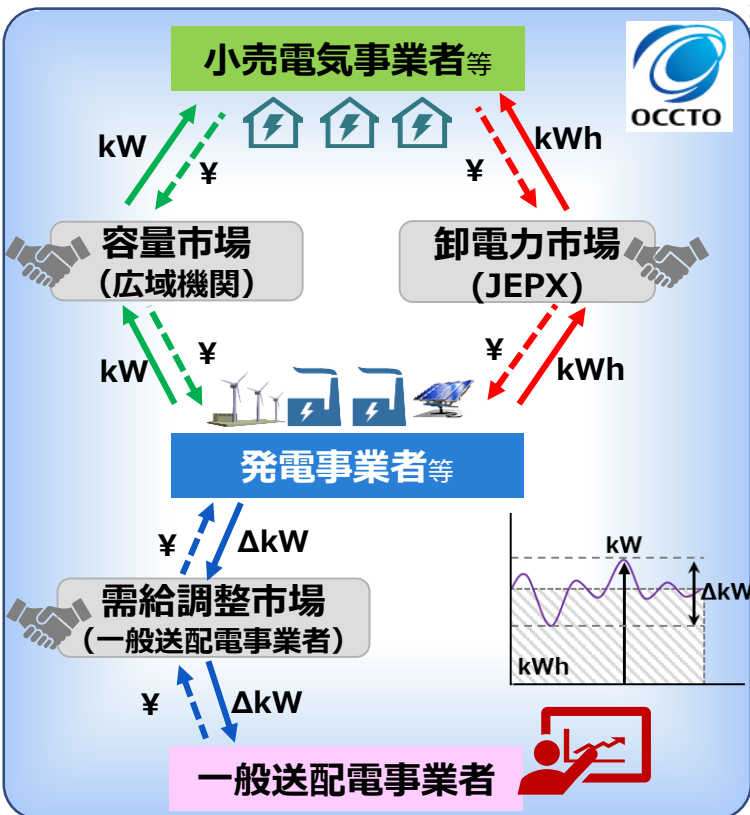
### 四国電力地域への電力融通指示

【平成27年9月26日】気温上昇による需要増加  
【平成30年10月17～18日】電源トラブルによる供給力低下



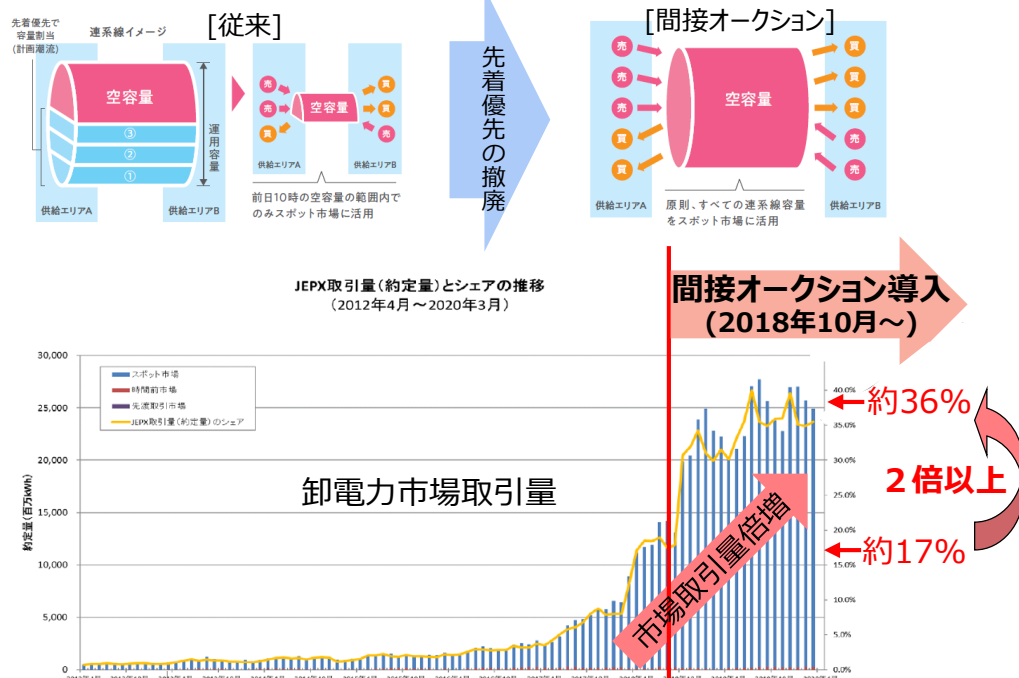
# <参考> 設置後の成果 事業者間の公平な競争環境の提供

- ◆ 自由化環境下において、**将来的に必要となる供給力(kW)**を、供給に携わる皆で効率的に負担し確保していく仕組みを構築 → **容量市場の実現**(2020年度に初回オークション実施)
- ◆ 瞬時瞬時の需給を確保するために**一般送配電事業者が行う需給調整等に必要となる調整力( $\Delta kW$ )**を効率的に調達、運用できる仕組みを設計 → **需給調整市場の整備**(2021年度以降順次実施)
- ◆ エリア間をつなぐ連系線を限界まで活用できる仕組みを整えることで、**エリアを超えたメリットオーダー**(安価な電力(kWh)から利用)を実現 → **間接オークションの実現**(卸電力市場での取引量の割合(我が国電力需要に対するシェア)が約17%から約36%に大幅増加し、小売事業者の供給力調達環境が向上)



## 適切なルール策定による競争環境の提供

- ・市場設計(効率的な調達の仕組み)⇒容量市場・需給調整市場
- ・連系線利用ルール見直し⇒間接オークション導入(2018年10月～)

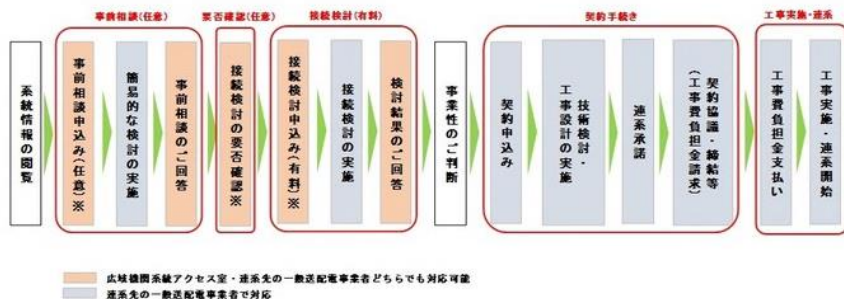


## <参考> 設置後の成果③系統アクセスに係る公平性の確保

- ◆ 発電設備等系統アクセス業務では、電力広域機関に新規電源の接続検討等の申込があった場合、一般送配電事業者で実施した検討結果の妥当性を確認。創設以降、計983件（事前相談、接続検討の合計）の確認を実施。
- ◆ また、「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイトで公表。

### 発電設備等系統アクセスの流れ

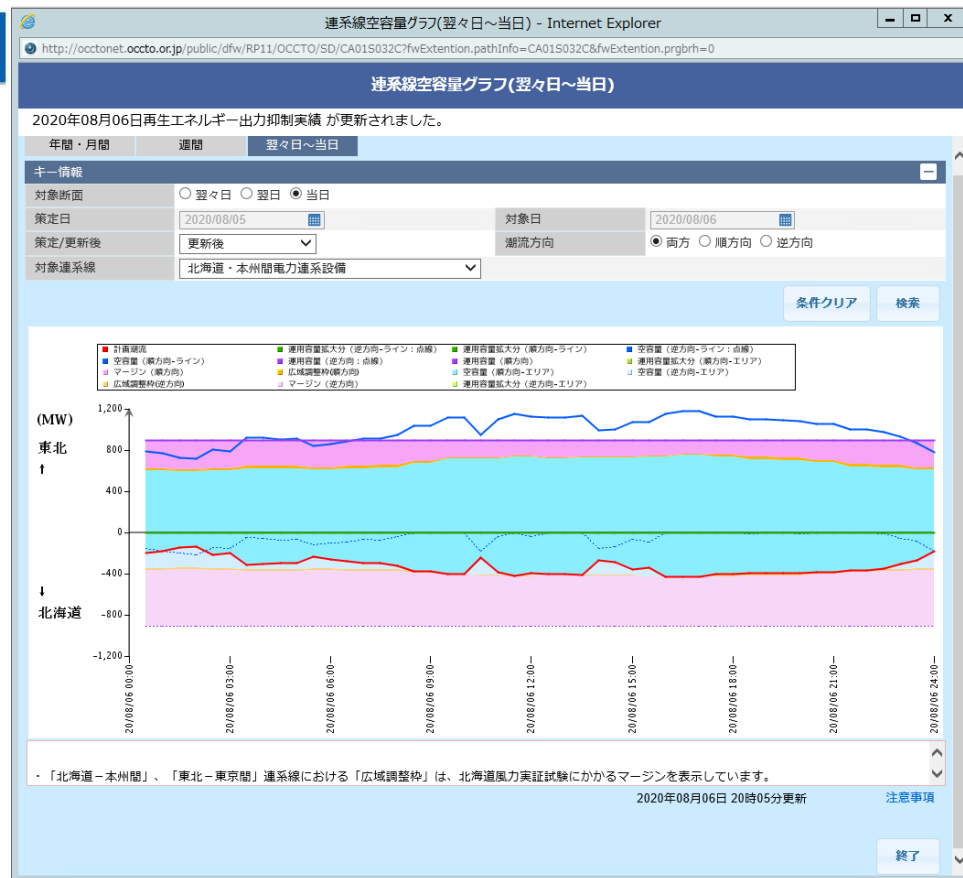
#### 【発電設備等系統アクセス業務】



- ※最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の発電設備等の連系を対象とした事前相談、接続検討（接続検討の要否確認を含む）を本機関に申し込むことができます。
- ※経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である特定系統連系希望者を対象とした事前相談、接続検討（接続検討の要否確認を含む）は、本機関への申込みが必要です。

- 本機関にお申込みいただいた場合、**本機関において一般送配電事業者で実施した検討結果の妥当性の確認を実施します。**

- 注1 事前相談と接続検討は、従来どおり、連系エリアの一般送配電事業者に対して申し込むことも可能です。
- 注2 事前相談と接続検討は、本機関にお申込みいただいた場合でも、連系エリアの一般送配電事業者で検討を実施します。
- 注3 事前相談と接続検討は、系統連系を確約するものではありません。契約申込み後の連系承諾で系統連系が確定します。
- 注4 契約手続き・工事実施は連系先の一般送配電事業者での対応となります。
- 注5 事前相談と接続検討は、高圧又は特別高圧の送電系統に系統連系する発電設備が対象となります。



1. 目的適合性の確認
2. 人材確保
3. ガバナンスの在り方
4. 適切な資金管理等の在り方
5. 参考

## 第1回検証WGご発言抜粋

### (必要な人材)

- 電力あるいは非電力どちらからの御出身かという点は、御関心が集まる点ではあると思うんですけども、**もちろん人事政策としてプロパーを増やしていくという方向性を追求していただきながら、しかし、求められている業務を果たすための行動原理や、先ほどの仕組みですね、ガバナンスをどうするかという議論のほうがむしろ重要**なように思っております。
- 特に専門性の高い業務は、どうしてももともと電力の分野での知見なり仕事の経験がないとできないという側面があると思うので、今申し上げましたように、人事のところ随分配慮していただいているんですが、その改善の方向があればぜひ検討いただくとしても、むしろ行動原理なり、あるいはそれを担保する仕組み、ガバナンスについて、**どういう点を留意したらいいか**というところを議論できればいいなと思っております。
- スキルレベルを上げるために、出向者を受け入れるだけでなく、プロパー社員を出向させて外を体験するということがあったとすると、それによってまたコンタクトが増えてしまって、中立性に疑義を持たれてしまいかねません。**スキルレベルを上げていくということと中立性を維持する、このことには相入れない要素がないわけではないので、このあたりどのように注意して運用されているのか**ということは興味がありました。
- 広義の電力業界ではなく**利用者、国民のためにエネルギー政策との適合性があるような形で運用がなされているか**というところとして、安藤委員から御指摘がありましたように、**プロパー職員を増やすというだけでは必ずしもその目的は実現できない可能性があるわけ**です。レギュラトリーキャプチャーという御指摘もありましたけれども、職員の構成のレベルではなくて、**もう少し高いレベルからのコントロールというものが必要**なのではないかなという気がしております。

## 第1回検証WGご発言抜粋

### (人材教育)

- プロパー社員の育成、また、活躍という観点から、教育訓練の取組がどのように行われているのかということが気になりました。特に、先ほど高村先生からもございましたように、**電力というのはとても専門性が高いがゆえに、出向で来ている社員の方のほうが圧倒的に知識が上というような状況になってしまう可能性**があります。経済学ではレギュラトリーキャプチャーとかいろいろな言い方がありますが、結局はプロパーの社員がどれだけ独自で活動できる、またはプロパーの社員しか触らせないデータがあったとしても、結局は出向している人、スキルレベルが高い人の顔を見ながら作業をしてしまったら意味がありません。このように**プロパー社員の役割を重視することには、その背後に教育訓練の裏づけがなければうまくいかない**と考えております。この点でどのような取組が行われているのか。
- **社員の方々のモチベーションとして何があるのか**ということが、この組織にとってはとても気になっております。というのは、とても社会的に期待されている組織であるわけですが、**自前で新たなビジネスに打って出るとか、自前の才覚で何かお金を稼ぐという形ではなく、基本的には外からどんどんタスクが降ってきて、山積みになっていくような状況**でありまして、自分がやりたい仕事というよりは、来た仕事をこなさないといけないという要素が多分にあるのかなと、失礼ながら思ってしまうわけです。その中でどうやってプロパーの方、また出向の方を含めて、**モチベーションが維持できるような仕組みづくり**をされているのか、ここは労働経済学がもともと専門の私としてはとても関心がございます。



## 第1回検証WGご発言抜粋

### (人材教育)

- ミッションに対してOCCTOさんとしての経営方針、民間企業でいえば経営方針だったり、もっと広く言えば行動規範、我々はどういう役割を担っていて、どういうふうに行動すべきなのかというところが根底にあるかと思いますが、そういった**トップの方針というんですかね、というところをいかに組織に浸透させているかというところも、組織全体の土壌としてきちんと整っているか**というところは教えていただきたいなと。
- 特に創立間もない組織で、かつ、出向者中心ですと、どうしても多分二、三年で入れ替わるということも多い中で、短期的にしかない社員の方に対して、研修とかいった実務的なところも含めてになると思うんですけれども、そういった意識、土壌をどういうふうにつくられているかというところ、先ほど理事長ゼミというお話もあって、理事長自らそういうことも含めていろいろお話しされているのかなと思うんですけれども、そういった**トップ、経営層から各組織にどういった形で情報を伝達して、意識の疎通を図っているのか**というところのトップレベルの話ですね。

### (FIT・FIP・太陽光廃棄積立に向けての準備)

- かなりの量の質の違う新業務が増えるので、2022年の4月の法施行であるが、再エネ特措法の買取り制度の運用にも影響が出てくるため、**施行前から着実な準備をしていただくような体制**もお願いしたい。

# 現在の広域機関業務のうち必要な人材像

- ◆ 現在広域機関が担っている業務を下記の観点で色分けを行ったところ下記のとおり。
  - ① 電力事業制度・電力技術の観点から高い専門性が必要とされる業務 ※ = 一定数必要な業務がある部署
  - ② 供給信頼度評価、系統解析をはじめとしたシミュレーション等専門性の高い技術が必要とされ、機関内でも継続性が必要とされる業務
  - ③ 個社情報等を扱う観点から関係事業者出向者ではない等一定の条件が課される業務
- ◆ ②の業務に集中的にプロパー職員を充てる必要性があり、若手プロパーを配属することが多い。また、2015年に設立された組織であり、中途採用を進めているものの、年代・役職における構成はアンバランスで、特に中間層が非常に少ない。
- ◆ 制度や運用を形作るにあたり最新知見を有している必要もある。そのため、現段階では一定以上出向者に頼らざるを得ない。

## 事務局

### 担当役員

#### 総務部

- ・ 総務
- ・ 業務
- ・ 防災
- ・ 人事
- ・ 広報
- ・ **ルール総括**
- ・ 法務
- ・ 経理
- ・ 情報システム

### 担当役員

#### 企画部

- 調整力の在り方検討  
(設備側の規定も含む)  
各電力市場の設計  
容量市場の運用 等を担当
- ・ 市場制度設計※
  - ・ **容量市場運用**
  - ・ **供給信頼度評価モデル (EUE) ※**
  - ・ 設備側に求めるルールの検討※

### 担当役員

#### 計画部

- マスタープランの作成  
供給計画の実施  
系統アクセス業務を担当
- ・ **系統モデル (PROMOD)**
  - ・ 経済分析・費用対効果分析※
  - ・ **アクセス検討※**

### 担当役員

#### 運用部

- 制度変更に伴う需給逼迫時の電力融通等
- ・ **需給計画の取りまとめ、需給ひっ迫時対応**
  - ・ 連系線の管理、作業停止計画調整※
  - ・ 広域システムの開発・運用・保守※
  - **広域運用センター**
  - ・ **需給及び系統の状況の監視・管理**

- **紛争解決対応室**
- **監査室**

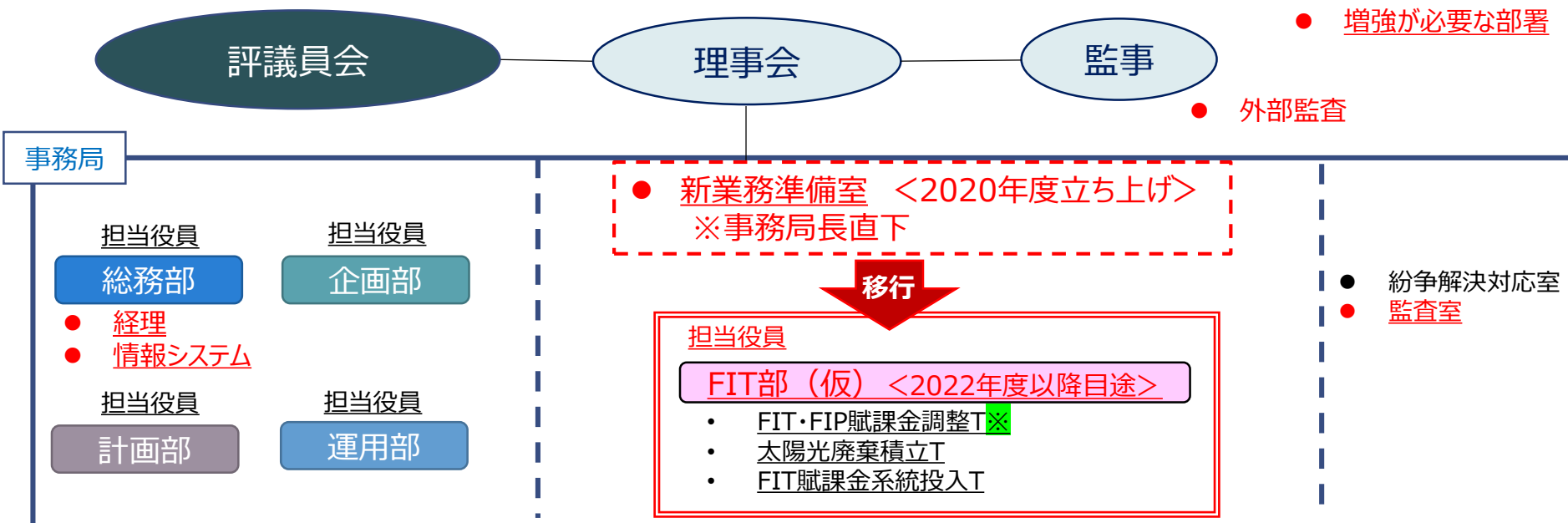


# 今後増加する業務に対するの属性

- ◆ 新規業務対応については、2020年度中に準備室を立ち上げ、本格的に検討を開始
- ◆ 詳細検討にあたり、再エネの主力電源化に向けた電力市場への統合やFIT・FIP賦課金及び太陽光廃棄積立金などの公平・公正な取扱い、適正な管理を踏まえた体制整理が必要

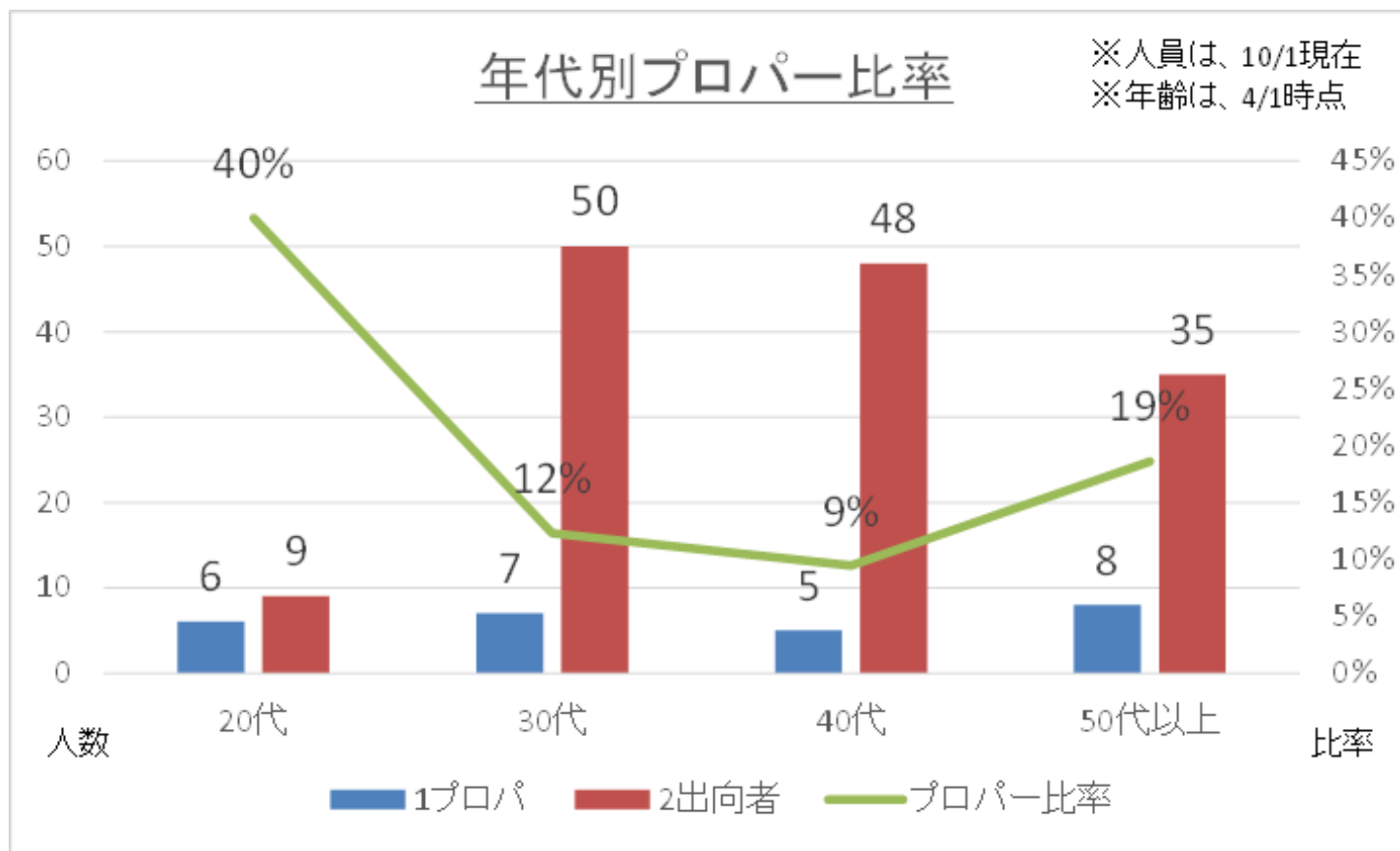
## <基本的な考え方>

- FIT・FIP：時限的な特別措置として創設されたものであり、今後市場統合に向けてさらなる見直しが必要であり電力を踏まえた対応を想定。✖入札に関しては、事業者出向者ではないものが行う必要がある。
- 太陽光廃棄積立〔長期にわたる適正管理、公平・公正な対応（取戻し）〕：長期にわたる積立金の管理 及び 取戻し等の厳正な取扱いが必要であるものの、電力技術や特殊技術などの必要性は薄いと想定
- FIT賦課金系統投入：系統増強については、マスタープランにより策定されその結果を受け、賦課金から一定金額を投入するもの。管理がメインであり専門性は薄いと想定



## 現在の広域機関業務のうち必要な人材像

- ◆ 現在プロパー職員は特に中間層が少なく、主導的に実務を遂行する人材が手薄の状況。
- ◆ 機関として組織全体の実務遂行能力を高めるためにも、管理職又は管理職候補となる人材への手当が必要。



# 研修制度の現状

- ◆ 現時点におけるプロパー職員は26人、そのうち新卒職員は7人、中途採用は19人。
- ◆ 新卒採用については、電気関係の基礎から学ぶ「技術研修」を実施し、中途採用職については、職場OJTを中心に、各部室の研修方針に則り研修実施。

## ＜新卒採用を対象とした「技術研修」＞

- 系統運用を基本に、系統計画・設備部門の研修を実施し、電力会社と同等の技術習得を図る

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目～
研修コース	電力理論研修 電力設備部門研修 フォローアップ研修	設備部門Ⅰ研修 給電運用Ⅰ研修 設備計画Ⅰ研修	給電運用Ⅱ研修 系統解析研修 設備計画Ⅱ研修		
研修日数	電力理論研修・10日 電力設備部門研修・10日 (実機見学含む) フォローアップ研修・5日	設備部門Ⅰ研修・6日 (設備見学含む) 給電運用Ⅰ研修・5日 設備計画Ⅰ研修・2日	給電運用Ⅱ研修・5日 系統解析研修・5日 設備計画Ⅱ研修・5日 (基幹増強、電源)		

## ＜職場実態に応じた研修＞

- 電力システムのシミュレーション・解析等の基礎知識の習得を目的としたMATLAB研修やメディアトレーニング研修などを実施。

# プロパー職員の出向実績

- ◆ 出向については、2019年度より始めた制度。規模の小さい広域機関において職員の成長の観点から非常に有益と判断。
- ◆ 前回の御指摘のあった、中立性の確保の観点から偏りすぎることのないよう、電力会社だけではなく、今後は新たな企業への派遣先も検討したい。

## <2019年度実績>

経済産業省 1名  
東京電力パワーグリッド 1名

## <2020年度>

経済産業省 1名（2020年5月～）  
東京電力パワーグリッド 1名（2020年10月～）

## <業務概要>

### ○経済産業省

- ・ 直近のところでは、電力系統整備の長期方針であるマスタープランや、増強費用を全国で負担する全国調整スキームについての制度設計や審議会への対応などに参画。

### ○東京電力パワーグリッド

- ・ 系統運用部に所属し、需給関係データ提出・実績管理、調整力分析、供給計画策定業務、需給非常時・災害発生時の際の事務局業務・現場実務も含め多岐にわたる業務を担務。

# 人材確保における今後の方針について

- ◆ 例えば5年後、10年後等の目標値を定め、その目標値を達成するために必要なアクションプランを検討し、現在は定性的な目標や記載が多い「職員等の確保に関する中長期方針」を改定することを検討したい。

## 1 - ⑤ 人材確保の方針

16

- ◆ 広域機関の業務運営にあたっては、その業務の性質から、電力技術や関連制度・政策に関する専門性、事業者からの独立・中立性と事業者間の公平性を固く守る倫理観等の資質が職員に求められる。
- ◆ 安定した運営を行うためには、このような人材を将来にわたり確保又は育成し続ける必要があることから、「職員等の確保等に関する中長期方針」を策定している。

### 広域機関 業務規程（抜粋）

（職員等の確保に関する中長期方針）

第15条 本機関は、前3条を踏まえ役職員の登用、確保及び配置・育成に関する中長期的な方針を定期的に定める。

### 専門的知見を有する者の確保

送配電等業務運用に関する専門的知見を有する者、  
弁護士・会計士等の確保  
専門的知見を有するプロパー職員の育成

### 職員のプロパー化の考え方

発足当初：出向者中心の組織

↓  
中長期：プロパー職員中心

### 職員の配置、育成

人事異動の基本的な考え方、  
研修制度の充実等

## 職員等の確保に関する中長期方針目次

### I. はじめに

### II. 職員等の確保等に関する中長期の方向性

#### 1. 専門的知見を有する者の確保

- ① 弁護士等のリーガルスタッフ、② 会計士、③ 送配電等業務の運用に関する専門的知見を有する者、④ シニア人材

専門的な知見が必要とされるポストを限定

#### 2. 女性の積極的登用

#### 3. その他必要な能力等を有する職員の確保

#### 4. 職員のプロパー化の考え方

#### 5. 職員の配置、育成

自己啓発支援や研修については具体的に整理

### III. 中長期方針の見直し

## 役員に求められる役割

- ◆ 現在役員の任期は、1期2年、再任は2回までとされている。
- ◆ 広域機関が抱える業務は、10年以上の将来を見据えた設計を要されるものが多く、2021年度以降追加される業務は多くは既存の制度や業務に影響があるものが多い。
- ◆ 他方、新陳代謝をはかることも重要。独立性・公平性を担保するために、ノーリターンルールを徹底。

役員氏名	残存任期	役割/実績
理事長：金本良嗣	5か月 (着任：2015年4月)	電気事業についての優れた知見と洞察力及び国内外の学識経験者や関係事業者との幅広いネットワークを生かし、任期中、事業計画に基づき適切に業務を遂行し、その遂行のために理事長として適切にその能力を発揮した。
理事・事務局長 都築 直史	4年8か月 (着任：2019年8月)	電気事業に関する法令及び行政に関する豊富な経験・知識を有する。
理事：進士 誉夫	4年8か月 (着任：2019年7月)	2017年4月より電力広域的運営推進機関企画部長として、企画分野における豊富な経験・知識を生かし、本機関に多大なる貢献を果たした。容量市場、需給調整市場等各種市場を担当。
理事：寺島 一希	5か月 (着任：2015年4月)	流通システム・電力システム改革についての豊富な知見を活かし、任期中事業計画に基づき適切に業務を遂行した。 需要想定、供給計画の策定、広域系統整備計画（地域連系線設備等）の策定、 <b>電源接続案件一括検討プロセス手続</b> の策定、コスト等検証、 <b>マスタープラン検討</b> 等
理事：内藤 淳一	5か月 (着任：2015年4月)	系統運用全般についての豊富な知見を活かし業務を遂行した。 <b>地域間連系線及び地内送電系統利用ルール等に関する検討</b> 、系統・需給の運用、需給ひっ迫時の統括・対応等
監事：高木 佳子	5か月 (着任：2015年4月)	各種法令や紛争解決に関する豊富な経験・知識を活かし、任期中監事として適切にその能力を発揮した。
監事：千葉 彰	2年5か月 (着任：2017年4月)	会計分野における豊富な経験・知識を活かし、任期中、監事として適切にその能力を発揮した。

1. 目的適合性の確認
2. 人材確保
3. ガバナンスの在り方
4. 適切な資金管理等の在り方
5. 参考



# 第1回検証WGご発言抜粋

## (評議員会)

- O C C T Oさんの資料の7ページに組織図があるんですけども、理事会というのは、通常の企業でいう経営会議だったり意思決定機関であって、取締役会という形になるのかも分かりませんが、評議員会というのは、通常の企業だと社外取締役がいて、一緒になって議論をして、そこでチェックバランスをしていくという形なんですけど、公益法人というのは大体理事会と評議員会という形になっていて、**理事会は執行機関であることは変わらないんですが、評議員会については、通常の社外取締役のようはかなりコミットをして、経営に対するチェックバランスということよりも、もうちょっと概括的にやるというのが通常の公益法人であって、その形を取っているというふうに理解をしていただきたいと思うんですね。**
- その意味では、今、都築事務局長からありましたように、**評議員会、評議員がそれぞれの執行に対して全てチェックしていくという立場にはないし、そういう形にもなっていない**ということだと思います。ただ、評議員会では、これまた紹介があると思いますけれども、いろいろな立場からの意見というのはかなり出ておられて、それは先ほどありましたようにユーザーであり、消費者であり、あるいは専門家の人もあります。**それぞれの立場からいろいろな意見が出ていることは事実でありまして、その意味では、理事会に対して一定の勧告といいますが、提言機関になっているのではないかな**というふうに思っています。これをどうするかという議論はまた後でやるのかなというふうに思います。
- 私の感じでいうと、監事というのが、ここに組織がありますけれども、通常の企業でいうと、監査委員会であったり、監査会であったり、監査役会であったりするんですけども、そこのところは通常の企業よりも恐らく組織として弱いかなという感じがしますね。なので、これは難しいです、通常の公益法人的な組織になっていますので、それをどういうふうに、さっき運営が大事だということを後藤委員も新川委員もおっしゃっていましたが、その面での強化というのを考えながら、組織をどう考えるかということも考えていかなければいけないかなというふうに思います。

# 第1回検証WGご発言抜粋

## (評議員会)

- 中立性は今回新たに加わった業務の、特にネットワークの広域運用のところが一番中立性が要求されるころだと思います。O C C T Oの理事会の構成員を見ると、基本的には何らかの利害関係、電力業界の方々に形成されているので、後藤先生もおっしゃっていましたが、対国民と言ったらいいんですかね、もっとニュートラルな公的な観点から見たときにその意思決定でいいのかということを、誰がモニタリングするのかということが重要になってくると思います。今の組織図で見ると、モニタリングする機関というのは、内部監査というのはあると思うんですけども、あまりなくて、あえて考えるとしたら、やっぱり評議員会というのがモニタリングの部分、要するに理事会で決めたことがそれでよいかということをより中立的な、公益的な観点から見るというのは、評議員会しか機関設計上ないのではないかと私も思いました。どういう観点で、どういう議論をして、どんなふうにしてモニタリングして、チェックしているのかというのは、ぜひ評議員の先生から御経験をお伺いしたいと思います。

# 第1回検証WGご発言抜粋

## (評議員会)

- 評議員会は何をやるかというお話ですけれども、結論から言いますと、今、都築事務局長がお話になりましたような、大きな方向性などを議論すべき場所だと感じております。株式会社でいいますと、最近注目されているモニタリングモデルという考え方では、取締役会は社外取締役が中心となって、全体としてどういう方向に向かうべきかという大きな話をするのであって、細かい一個一個の業務執行の適切さを見るわけではないのであり、そのため開催の頻度はそれほど多くなくても良いということになっています。細かい一個一個の業務執行は、執行側の経営会議などに委任するのであり、取締役会は執行側が業績を上げているかをモニタリングするわけです。広域機関の評議員会も、このモニタリングモデルに基づく株式会社の取締役会と類似の機能を期待されていると言うことができると思います。そうすると、**一般の財団法人の評議員会よりも少し濃密な議論をしていただくことになるのかもしれませんが、私人が任意に設立できる一般の財団法人の評議員会とは違って、法律で一定の政策目的のために設立された広域機関の評議員会ということですので、その違いがあるのはやむを得ないのかな**と思います。
- 理事長・理事がされているマネジメントに対して、どういうさらに上のチェックが働いているかというところに行くと、それは監事だったり評議員会だったり、最終的には総会で意思決定をされるという位置づけになるかと思うんですけれども、先ほど評議員会に関してはいろいろ御質問なり御説明があったと思いますので、プラス監事としてどのような、理事会に基本的に出席されて御意見を述べられているという位置づけかと思いますが、そこでのどういった実績があるのかというところ。
- きちんとした意思決定をしてもらうためにどういった情報を提供しているのか。会員がきちんと適正な意思決定をできるための情報提供をどのようにされているのかということも、ちょっと気になったところです。そういった形で業務レベルのPDCA、経営者レベルでの情報伝達、さらに**その経営者をモニタリングする監事なり評議員会なり、最終的には総会というところがどのような形で、理事会による経営をチェックされているのか**というところを教えていただければと思います。

## (監事・監査)

- 私の感じでいうと、監事というのが、ここに組織がありますけれども、通常の企業でいうと、監査委員会であったり、監査会であったり、監査役会であったりするんですけども、そのところは**通常の企業よりも恐らく組織として弱いかなという感じがします**ね。なので、これは難しいです、通常の公益法人的な組織になっていますので、それをどういうふうに、さっき運営が大事だということを後藤委員も新川委員もおっしゃっていましたが、その面での強化というのを考えながら、**組織をどう考えるかということも考えていかなければいけないかな**というふうに思います。
- **個々の業務執行の評価、議決権のチェックについて、まさに監事と監査室が対応すべき問題**だろうというふうに思っておりますので、何でもかんでも評議員会でやれということではもちろんないので、そこは少し誤解のないように確認をさせていただければと思います。

(監事・監査)

- **OCCTO御自身のお金の使い方の妥当性という観点**と、もう一つは賦課金だとかFITのプレミアム、あと太陽光の撤去費用というのも今回の積立金管理になる、要するに**第三者のお金を預かっているという部分があるので、そちらが適正に行われているかを見るという、2つの観点がある**と思います。内部監査だけではなくて、外部でチェックがかかったほうがいいのではないかとはいえませんが、国の予算が入っていれば会計検査院が見ていると思うんですが、国の予算が入っていないので、基本的には会計検査院の業務の範囲ではないんだというふうに理解しておりますが、**もし今後外部監査というのを入れるとすると、どういう形態で、何を見てもらうのかということは検討してみるとよいか**なというふうに思いました。
- モニタリングのところで、もちろん部署内でのチェックというのもあると思うんですが、その**一段上として監査室による監査がある**のかなと思ってまして、その監査室のいわゆる内部監査のところで、そういった業務とか会計面でどのようなモニタリングがされているのかなというところが気になりました。



# 第1回検証WGご発言抜粋

(全体)

- 民間事業者から成る法人なんですけれども、しかしその多くの予算は需要家が負担をしている、**国民が負担を**していて、かつ、**エネルギー政策の非常に重要な一端を担っている公益性が高い認可法人である、しかも非常に大きなお金の管理を今後担うようになるときに、どういうガバナンスが必要なのか**という点です。これは人事の点もそうですし、先ほどありましたお金の扱いも含めてです。それはぜひ専門の先生方に伺いたいと思っていますところ です。
- 特に専門性の高い業務は、どうしてももともと電力の分野での知見なり仕事の経験がないとできないという側面があると思うので、今申し上げましたように、人事のところ随分配慮していただいているんですが、その改善の方向がなければぜひ検討いただくとしても、むしろ**行動原理なり、あるいはそれを担保する仕組み、ガバナンスについて、どういう点を留意したらいいか**というところを議論できればいいなと思っています。
- その結果としてどうだったかという、業務的な話もありますし、予算に関しても、こういった効果を見込んでこれだけお金を投じてやってみたけれども、結果どうだったのか。**それぞれの事業内容ごとの予算計画に対する実績とそのモニタリング、いわゆるPDCAがOCCTOさんの中でどう回されているのか**というところを、今回の目的の適合性とか効率性全般に係るところだと思うんですけれども、そういったPDCAの体制はどのように全般的に取られているのか、それが各項目に対して**どういう観点で行われているか**というところを御説明いただければなと思っています。

(全体)

- 広域機関さんはこれらの3つのレベルの中立性・公平性のそれぞれについて、かなりしっかりと意識をされて仕組みを構築されているという印象を受けております。そうしますと、問題は、**それらの仕組みが本当にうまく運用されているのか**ということで、これも検証の中身に入れる必要があるかと思えます。先ほど広域運用がどれだけ進んでいるかが重要ではないかという御指摘がございましたけれども、例えば発電業者、送配電業者、小売業者間の利害対立として、どういうものが具体的にあって、それがどう解決されたのかですとか、また、**それぞれの業界から不満であったり要望であったりがあるのかないのか、話しにくいところもあるかもしれませんけれども、そういったところも御紹介いただけると検証がしやすいように感じております。**



# 第1回検証WGご発言抜粋

## (効率性)

- 検証事項の例として挙げられている中の効率性のお話なのですが、ここで予算や人員が増大することがないようにという話がございます。しかし**必要な限りにおいては増大して当然構わないわけで、どのような形での確なコスト削減インセンティブを持つのか、その仕組みについて現状どのような取組が行われているのか**について、もう少し今回御説明いただくか、または今後教えていただければと思います。
- コストという意味での効率性は、色々な面で気にされているようで、それは非常に結構なことだと思うのですが、**あくまで政策目的をしっかりと実現できているかということが大事**なのであって、1円でも安くという話ではないのだと思います。他方で、もちろん役所であっても効率性は重要なわけです。特に広域機関のコストは最終的には電力ユーザーに転嫁されやすいということからしますと、民間組織だからということではなく、**端的に効率性は重要であると言った上で、効率性の判断基準は利益を上げているかではなく政策目的が実現できているかどうか**に係ってくるということだと感じた次第であります
- もちろん公的な役割でもあるものの、どちらかという、日々のきちんと執行していく部分、**中立性の重要性が一段低い業務**というのをもたくさん持っていらっしゃると思うので、それぞれの業務の性質に応じてどういった体制でその業務を行っていくのが組織効率性という、**費用の意味で効率的な組織になるのか**というのは考えてみてもよいのではないかなと思いました。
- どんどん水膨れしていかないようにするためにも、**例えばアウトソースできる業務はアウトソースするとか。だけど、アウトソースが絶対できない業務がある**と思いますので、そういった業務は**自前のところでやっていくとか考えて組織を運営していかないと、非常にコストがかかる機関になってしまうのではないかな**というふうに思いました。今回タスクが増えたことに伴って、どの業務をどういう体制で回していくのがよいのかというのを検討する必要があるのではないかと思います。

# 評議員会の責務

- ◆ 前回御指摘いただいた通り、一般的な株式会社の評議員会が担う経営状況の確認といったことばかりではなく、行動の結果が国民負担に結び付く広域機関の評議員会は様々な視点が必要。そのため、学識経験者だけではなく、様々な立場の方に参加いただいている。

## <設立時の他法人との比較>

区分	法人名称	会議体名称	総会	理事会	設置目的	会議体の権能 他	構成員	選任方法	議事要旨	開催頻度	みなし公務員	報酬
認可法人	電力広域的運営推進機関	評議員会	有	有	会員から独立した客観的な視点からその運営に関する重要事項を審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の各号に掲げる事項について審議し議決する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款の変更</li> <li>・ 予算の決定又は変更 etc</li> </ul> </li> <li>○ 次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ理事長に対し意見を述べる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員への指示、電気供給事業者への指導及び勧告並びにシステムアクセス業務に関する事項その他の理事会の活動状況 etc</li> </ul> </li> <li>○ 議長は必要に応じ、理事長に対する意見の内容を理事会で説明することができる</li> <li>○ 評議員に辞任勧告することができる</li> <li>○ 理事会に尊重義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会員以外の者であって、電気事業について学識経験を有する者及び電気の需要家等</li> <li>○ 20人以内</li> <li>※ 現在は計14名想定</li> <li>○ 任期2年（再任可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命</li> <li>○ 議長は互選</li> </ul>	公表	必要都度	対象	理事会で議決
認可法人	銀行等保有株式取得機構	運営委員会	有	有	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象株式等の買取りの買取り期間、対象株式等の買取り並びに買取った対象株式等の管理及び処分の規則・要領・方針・ガイドライン、その他運営の重要事項の議決</li> <li>○ 理事長の諮問に応じ、業務運営の重要事項の審議</li> <li>○ 業務運営につき、理事長に意見を述べる事ができる</li> <li>○ 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める</li> <li>○ 内閣府令・財務省令で定めるものの他、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員：金融に関して専門的な知識と経験を有する者</li> <li>○ 委員5名以内並びに理事長（1）及び理事（4名以内）</li> <li>※ 現在は計10名</li> <li>○ 任期2年（再任可）</li> <li>○ 委員は非常勤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、理事長が任命</li> <li>○ 委員長は互選</li> </ul>	公表	必要都度	対象	
認可法人	預金保険機構	運営委員会	無	無	業務運営の重要事項に関する意思決定機関として設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び資金計画の、決算等の議決等</li> <li>○ 機構の運営に関し必要な規定は理事長が定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員：金融に関して専門的な知識と経験を有する者</li> <li>○ 委員8名以内</li> <li>○ 理事長及び理事（4名以内）</li> <li>○ 任期1年（再任可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、理事長が任命</li> <li>○ 委員長は理事長</li> </ul>	公表	必要都度	対象	委員は、報酬は受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

## <参考> 評議員会の議事例

### ◆ 評議員会の主要議題

議案	報告事項
定款の変更・業務規程の変更・送配電等業務指針の変更 事業報告・決算報告・広域機関事務局の体制関連 需要想定要領の変更 各年度供給計画の取りまとめ	活動状況報告（各年度四半期） 各種新制度に伴う状況報告

### ◆ 評議員会の議論例（2019年度第3回評議員会容量市場関係）

○倉貫評議員：容量市場開設後の図でだいぶ小売事業者が支払う額が下がっているように見えるのですが、どういうプロセスで下がるのでしょうか。そしてどのくらいの期間をイメージされているのでしょうか。

●進士理事：基本的には容量市場は長い目でみれば、ニュートラルな制度であるため、現状の小売事業者が支払う額と容量市場開設後の小売事業者が支払う額は同程度になると考えており、それに加えて、効率化等により小売事業者が支払う額が下がることを期待するものでございます。期間につきましては、スライド6にありますように、経過措置というのは2029年度までを予定しているため、それまでには容量市場の効果が発揮され、下がってくると想定しております。

○倉貫評議員：想定外の事象が発生したらイメージどおりにならないということもあるのでしょうか。

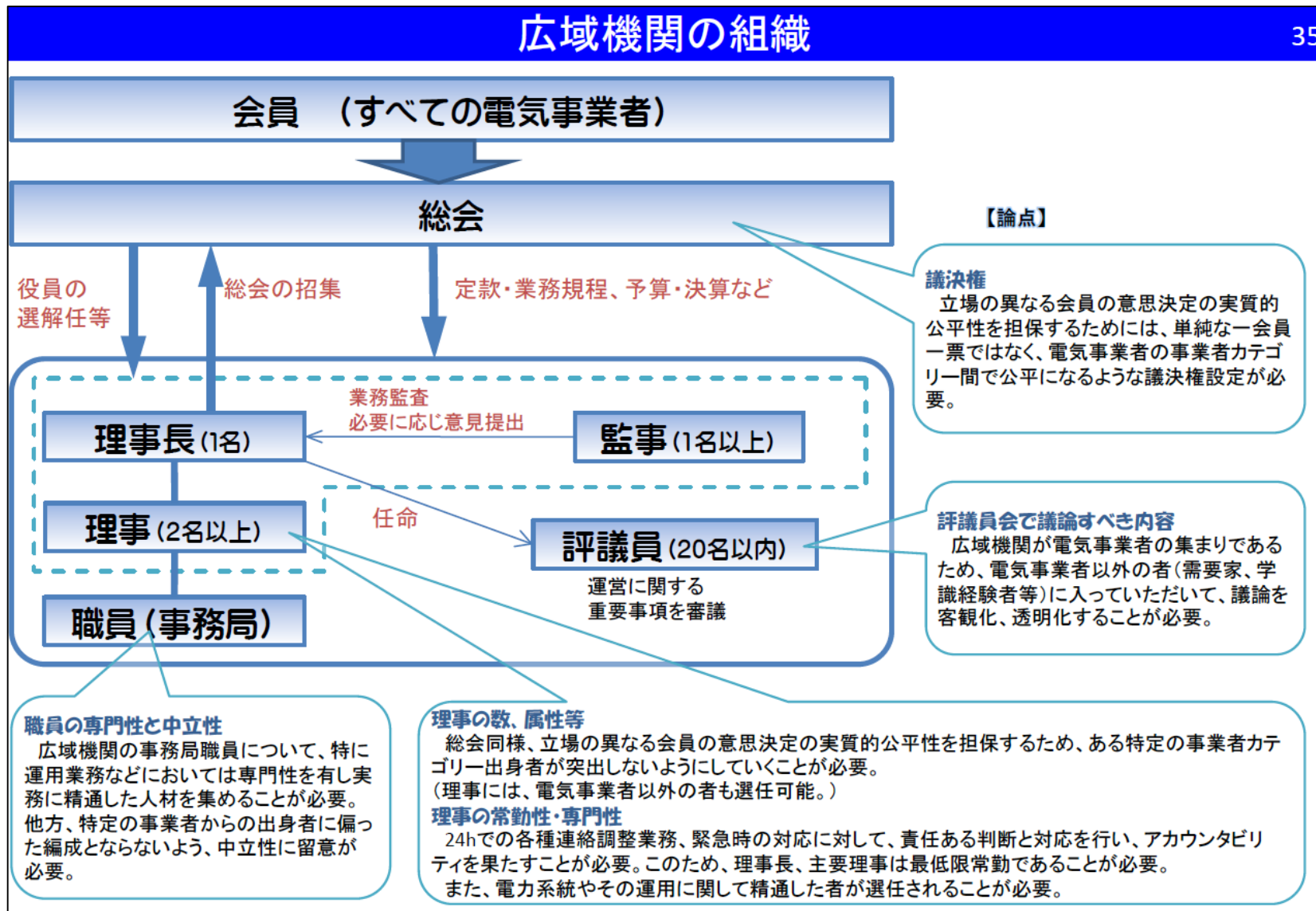
●進士理事：想定外の事象が発生した場合には、現状想定しております、毎年の見直しですとか、5年毎に実施予定の抜本的な見直し改定において対応していきたい。

○大石評議員：先程から容量市場のお話が出てきてまして、やはり消費者にとって容量市場というのが本当に見えにくいというか、わかりにくいというのがあります。前の資料に戻りますけれども、別紙1の5ページのイメージ図のように、容量市場が開設されると直後は小売電気事業者の負担が増えるという説明ですので、イコールこれが消費者、需要家の負担に反映されるのではないかとということで、その負担だけに注目されることが多いように思っております。そういう意味で、何のための容量市場で、何を最終的に目指しているのか等、消費者にもわかりやすい説明をホームページに掲載する、またいろいろな機会でも説明していただくと大変ありがたいと思います。

●進士理事：ご指摘のとおり一般の方々にもきちんと受け入れられるような説明の仕方が重要であると認識しております。広域機関でも容量市場に関しましては、今後、容量市場に関するスペシャルサイトを立ち上げるとか、説明に向けて努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○野間口議長：新聞等では時々電力システムの新しい取組みについて紹介されていて、ああいうものがもっと増えてきたら良い。増えてくるように材料を提供するということですね。

# <参考> 設立時の評議員会についての議論



第6回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ 資料5-1より抜粋



◆ 広域機関の組織決定のうち、第三者性が求められる重要な事項については、評議員会に判断いただく体制となっている。

	評議員会	理事会	総会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款の変更、予算の決定または変更、業務規程の変更、決算（総会に付議する前に議決が必要）</li> <li>組織及び職制に関する事項※</li> <li>広域系統整備計画、供給計画の取りまとめ、送配電等業務指針に関する事項※</li> </ul> <p>※理事会議決に先だてて議決が必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項</li> <li>会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項</li> <li>広域系統整備計画、供給計画の取りまとめ、送配電等業務指針に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款の変更、予算の決定または変更、業務規程の変更、決算</li> <li>役員を選任及び解任</li> <li>事業計画及び事業報告書</li> </ul>
意思決定 (定足数)	<p>出席評議員の過半数 (全評議員の過半数)</p> <p>※評議員の辞任勧告のみ3/4以上</p>	<p>出席理事長及び理事の過半数 (理事長及び理事の過半数)</p>	<p>出席会員の議決権の過半数 (総会員の半数以上)</p> <p>※定款と業務規程の変更は2/3以上</p>
任命者	<p>理事会が選任し、大臣の認可後、理事長が任命</p>	<p>総会選任後、大臣認可</p>	<p>会員が電気事業者の区分に従い、会員の地位を取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売：大臣の登録</li> <li>送配電：大臣の許可</li> <li>発電：大臣への届出</li> </ul>
拒否権、 議決時の配慮	<p>拒否権はなし 少数意見を付記できる</p>	<p>拒否権はなし 特別の利害関係を有する際は 議決権無</p>	<p>拒否権はなし 会員以外の電気供給事業者も 意見を述べるができる。</p>

## <参考> 評議員会 構成員

### 評議員会議長

野間口 有 三菱電機株式会社 特別顧問・国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問

### 評議員

秋池 玲子 ポストン コンサルティング グループ マネージング・ディレクター & シニア・パートナー

伊藤 麻美 日本電鍍工業株式会社 代表取締役

牛窪 恭彦 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 リサーチ&コンサルティングユニット長

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学系研究科 電子情報学専攻 教授

大石 美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事・副会長

倉貫 浩一 株式会社読売新聞 東京本社 編集委員

高村 ゆかり 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授

竹川 正記 株式会社毎日新聞社 東京本社 論説委員

村上 政博 成蹊大学法務研究科 客員教授

柳川 範之 東京大学大学院 経済学研究科 教授

山内 弘隆 一橋大学大学院 経営管理研究科 経営管理専攻 特任教授・一般財団法人運輸総合研究所 所長

山地 憲治 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 副理事長・研究所長

横山 明彦 東京大学大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 教授

## <参考> 各業界からいただいている御意見の例

- ◆ 総会その他機会において、広域機関の運営にあたり、電力・新電力より意見をいただいております、日々業務の改善を行っている。

### ➤ 予算について

- 特別会費が年々増加しており、負担が大きい
- システム開発費の増大防止策はどうなっているのか

### ➤ 業務運営について

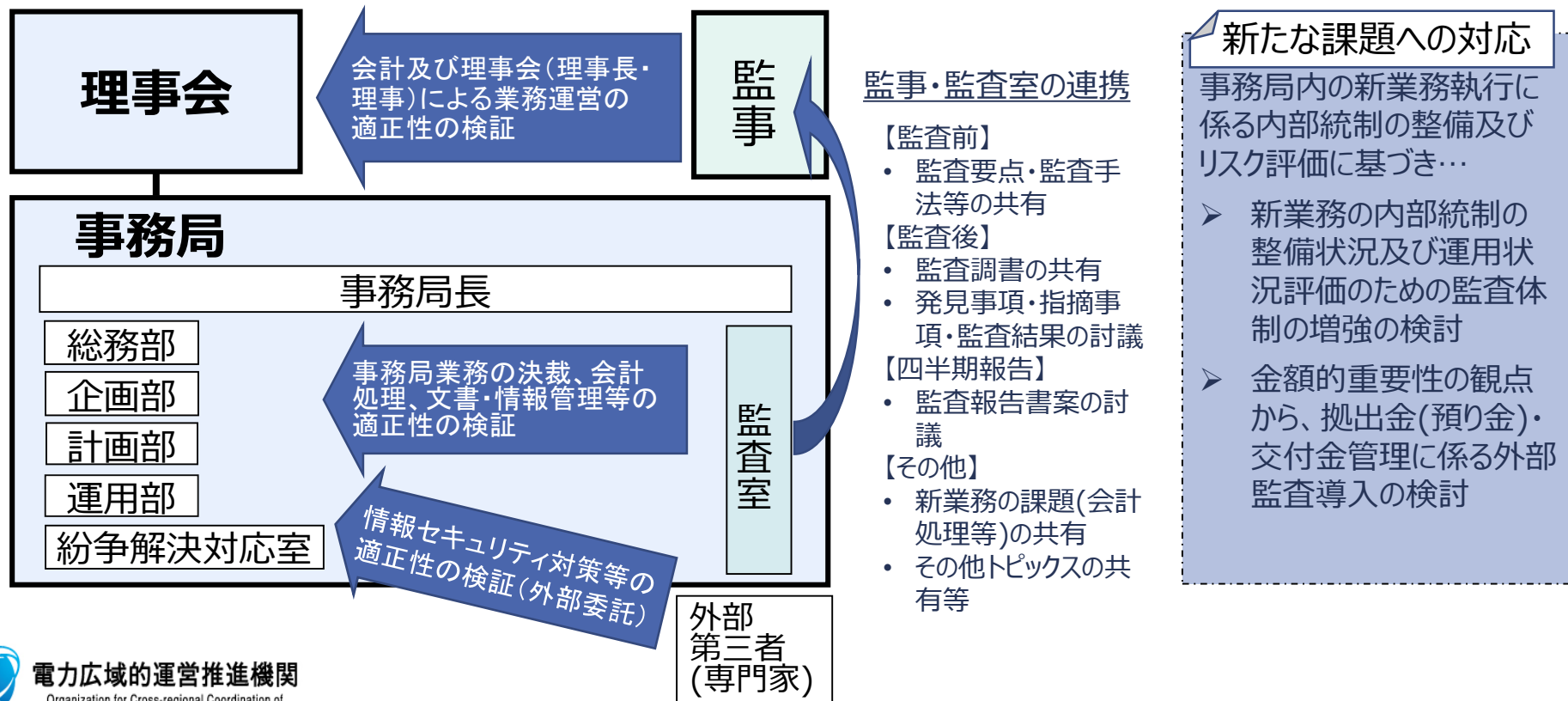
- 資源エネルギー庁と広域機関との業務の分担がよくわからない
- 事業者情報の公表の時期が資源エネルギー庁と広域機関との情報の更新にずれがある

### ➤ 情報開示について

- 各種情報開示されているが、必要な情報へのアクセスがしにくい
- 小規模事業者・地方事業者に対する情報発信をもっと行うべき



- ◆ 追加業務の発生に伴い、現在の監事・監査の体制を増強するべきではないかという御指摘を前回いただいたところ。
- ◆ 体制増強の具体的な方法については、下記が論点であると考えられるが、委員の皆様方にご意見いただきたい。
  - ①外部監査人の設置OR監査法人による外部監査の導入
  - ②外部監査の対象範囲



1. 目的適合性の確認
2. 人材確保
3. ガバナンスの在り方
4. 適切な資金管理等の在り方
5. 参考

(FIT・FIP・太陽光廃棄積立に向けての準備)

- もかなりの量の質の違う業務が増えるので、2022年の4月の法施行以降の業務であると理解はしているんですけども、これは評議員会でも2回ぐらい申し上げたと思うんですが、準備をかなりしていただかないと、再エネの買取り制度の運用にも影響が出てくると思っております。したがって、**施行前から着実な準備をしていただくような体制という点も、超短期のことではありますけれども、お願いをしたいところ**です。

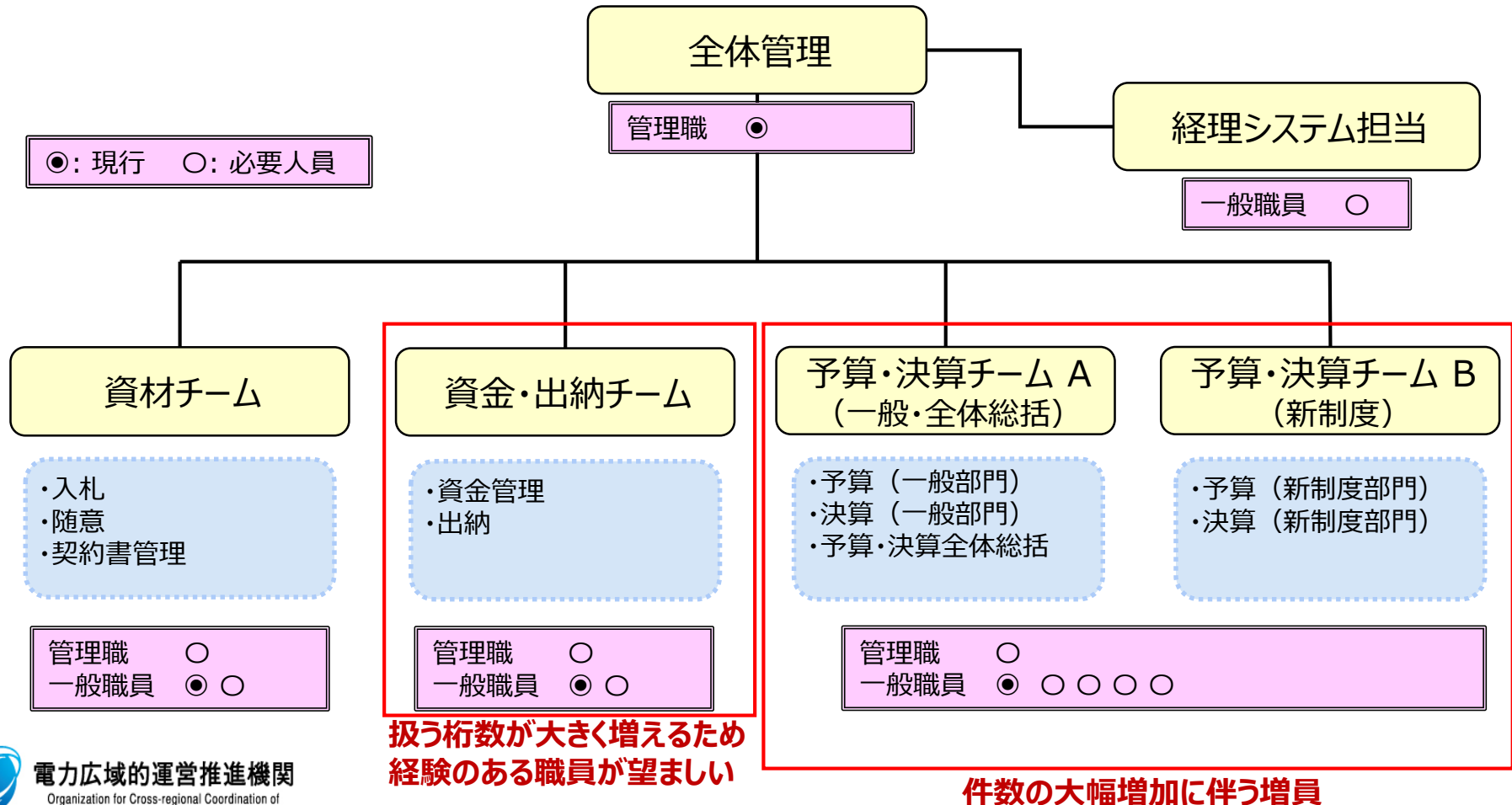
(会費と託送料金)

- 結局、**会費で賄われていて、ほとんどの会費は送配電事業者、一般送配電の事業者の方が担っておられる**ということで、それは究極的には確かに託送料金に流れていくんですけども、**今、満額それが託送料に反映される仕組みになっているのか、そこは**どういうふうリンクされているのかというのを教えていただければと思います。

# 資金管理を行うために必要な体制整備

- ◆ 今まで経験したことのない多額の資金を扱うこととなるため、経理部門についても体制増強が必要と考えているが、ご意見いただきたい。

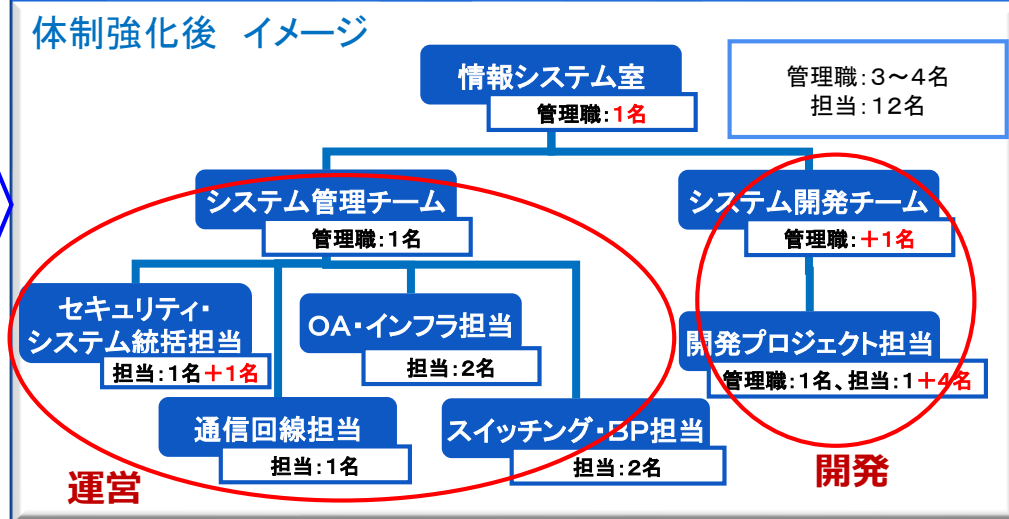
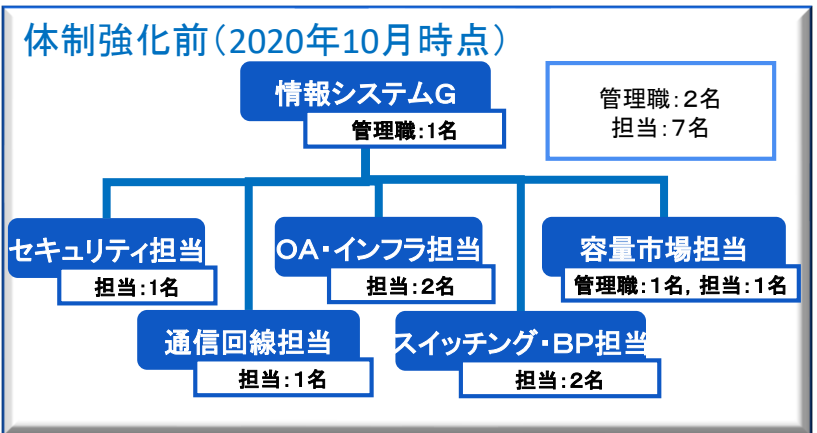
## <FIT業務移行後の体制イメージ>



# システムを複数扱うために必要な体制整備

◆ 新たな市場関連・再エネ関連・設備形成関連の各種システムの構築が集中することから、現存するシステムの運用と、新規システムの開発機能を分け、情報システム開発体制の強化を図っていききたい。

		2020	2021	2022	2023	2024
既存システム リプレース	広域機関インフラシステムのリプレース	要件定義・設計・構築・テスト				2020年度以降は システム構築が集中
	スイッチング支援システムのリプレース		設計・構築・テスト			
新市場 関連	容量市場システムの実需給対応	要件定義・設計・構築・テスト				体制強化により、要件と設計内容を精査し、コストダウンの追求を図る。 コストダウンに資する標準ルールも整備する。
	その他大幅な制度変更等への対応	要件定義・設計・構築・テスト(P)				
再エネ 関連	FIT関係業務（入札・交付・管理）	スケジュール未確定	移行(GIOのシステム)	要件定義・設計・構築・テスト		
	FIP関係業務（入札・交付・管理）		要件定義・設計・構築・テスト			
	太陽光廃棄費用の徴収・管理・支出		要件定義・設計・構築・テスト			
設備形成 関連	設備増強に関するFIT賦課金費用負担	要件定義・設計・構築・テスト				
	地域間連系線値差収入の資金管理	要件定義・設計・構築・テスト				



# 広域機関の事業費用の負担の在り方について

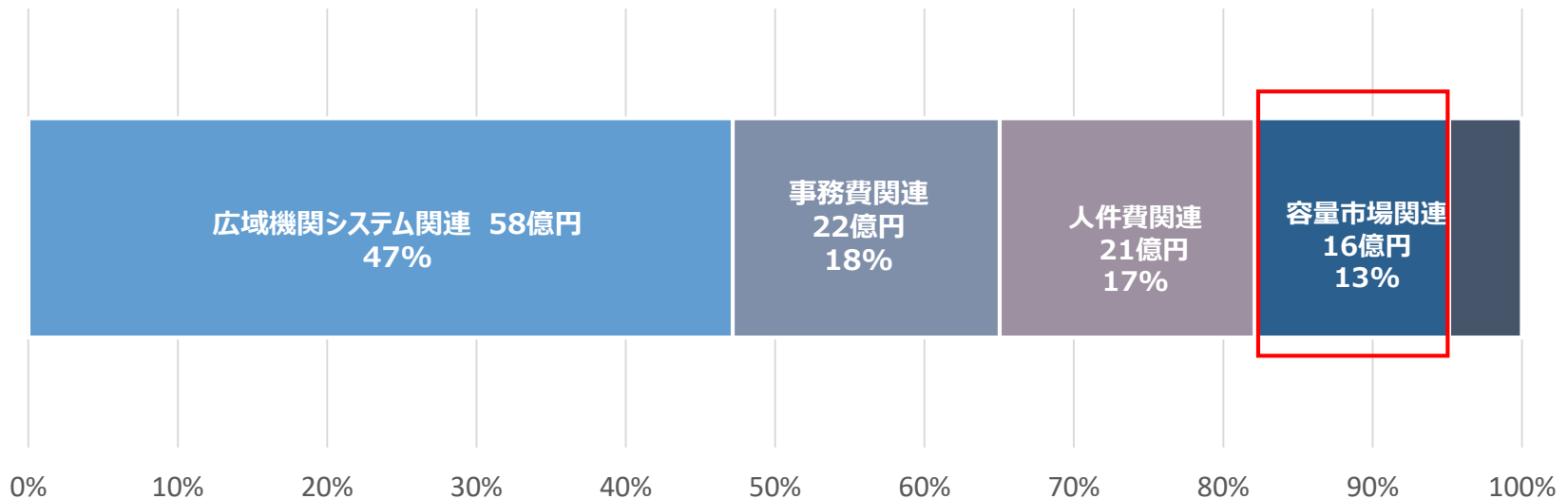
- ◆ 事業費用の負担については、これまで送配電事業者の立場の業務が多く、一般送配電事業者が新電力も含む全ての小売電気事業者から徴収した託送料金から、エリアの需要規模に応じて拠出いただいていたところ。
- ◆ しかし、本来は受益者負担であるべきであり、設立後追加された、容量市場業務や来年度以降発生するFIT・FIP等に係る業務費用負担については、受益に応じた負担とすべきではないかという指摘を受けている（FIT・FIP・太陽光廃棄積立については、他事業の費用と同様に行うのではなく、再エネ特措法執行業務事務費として賦課金から拠出することが考えられる。）。

※制度改正に伴い、新たな事業者区分も会員に追加されることに伴い、議決権について検討課題。

2020年度以降追加業務

+FIT・FIP・太陽光廃棄

+災害相互扶助・災害時連携計画

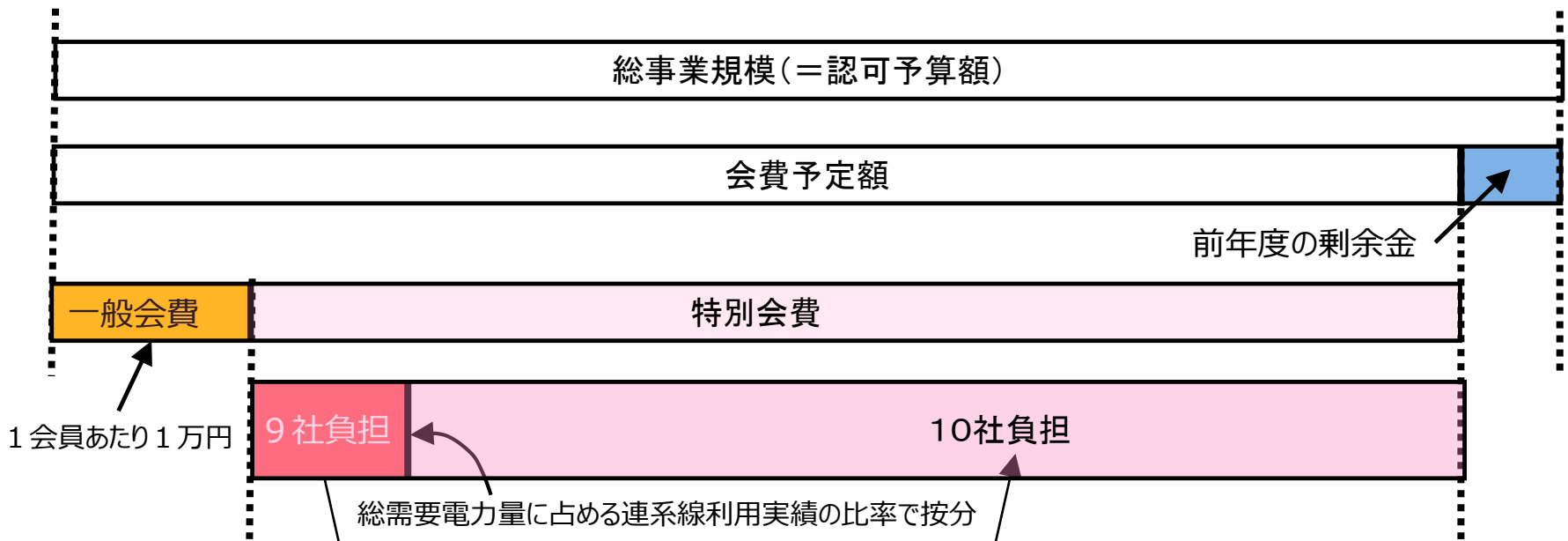


(注) 2020年度予算ベースの記載。計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。



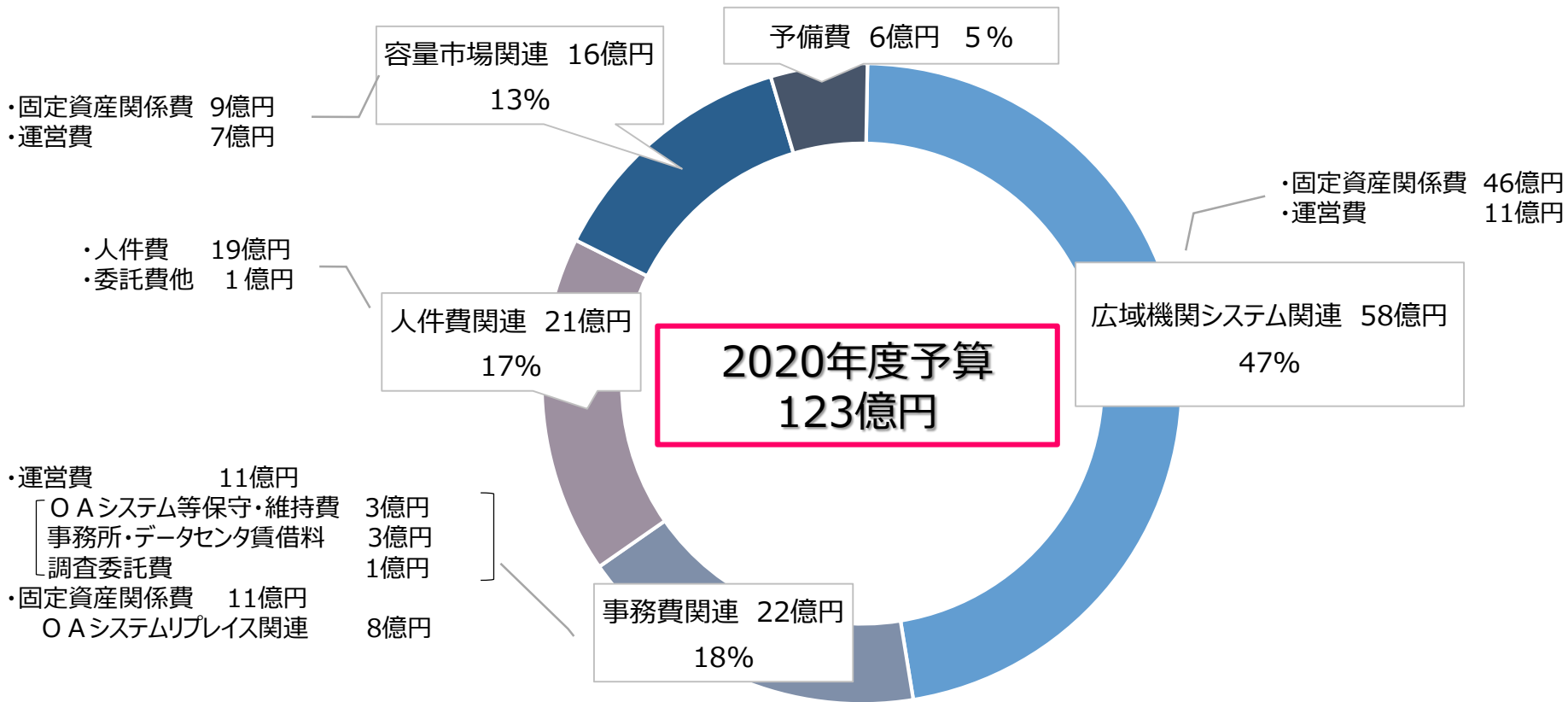
## <参考> 会費負担の考え方

- 広域機関の収入は、前年度の繰越金と会費収入にわけられ、会費は、全事業者から申し受ける一般会費と、一般送配電事業者から申し受ける特別会費とにわかれている。
- 会費は、総会の会場等開催費及び招集通知の印刷・郵送費等の総会や必要な情報発信にかかる事務コストを念頭に一会員あたり1万円を申し受けている。
- 特別会費は、一般送配電事業者が新電力も含む全ての小売電気事業者から徴収した託送料金から、エリアの需要規模に応じて拠出いただいている。



9社負担、10社負担の各事業者への配分は地域別の需要電力量に基づく。  
各事業者の9社負担分と10社負担分のそれぞれの配分額の合計額が当該事業者の特別会費

■ 平時・緊急時含め24時間365日、エリアを超えた需給調整を行うための広域機関システムの関係費（システムの開発・運用、保守等）が、予算の半分近くを占めている。



(注) 計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

# <参考> 総会における議決権の配分

- ▶ 会員を事業ライセンス毎※に3グループに分類（小売、発電、送配電）し、各グループの議決権が1：1：1になるよう配分。（各Gが、他より突出した議決権を保有しないように調整）

※2種類以上のライセンスを有する会員は、それぞれのグループの所属となる。同一ライセンスを複数有する会員は、代表会社に集約する。

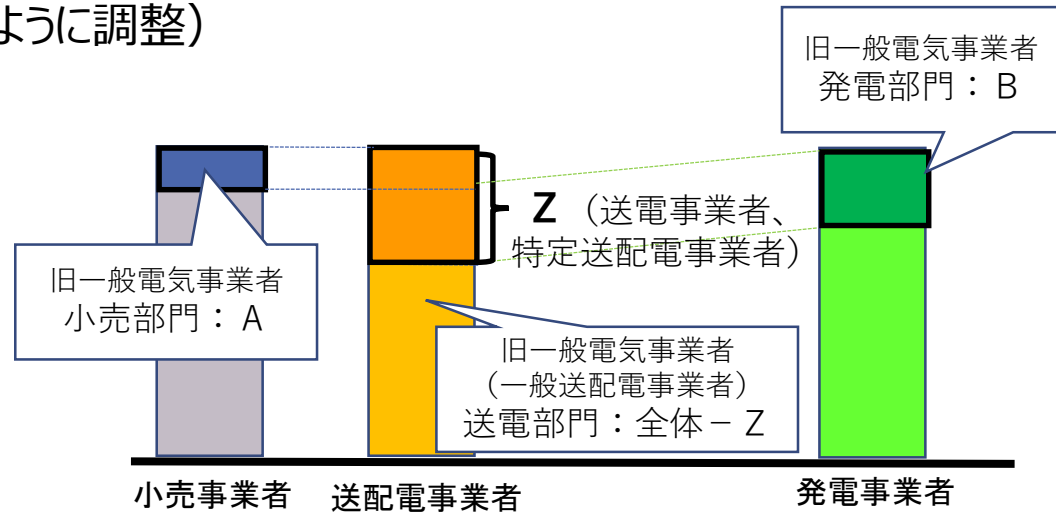
【具体的な計算事例】

全体を1000票、小売600者、発電370者、送配電30者（うち旧一電10社）とすると、  
 [小売] 全体 333.3票 →一社当たり  $333.3/600 = 0.55$ 票 - ① (小数点3位以下切捨て)  
 [発電] 全体 333.3票 →一社当たり  $333.3/370 = 0.90$ 票 - ②  
 [送配] 全体 333.3票 - ③

- ▶ 小売及び発電事業者グループについては総議決権を各会員平等（1事業者あたりの議決権の重みが等しい）に配分。

- ▶ 送電事業者グループについては、下の配分割合により配分する。（送配電を含む旧一電各社の合計が議決権全体の1/3を超えないように調整）

[小売Gにおける旧一電の議決権数A]  
 $A : ① \times 10 = 5.55$ 票  
 [発電Gにおける旧一電の議決権数B]  
 $B : ② \times 10 = 9.00$ 票  
 [一送を除く送配電Gの議決権数Z]  
 $Z : ① + ② = 5.55 + 9.00 = 14.55$ 票  
 →一社当たり  $14.55/20 = 0.72$ 票  
 [一送の議決権数(③ - Z)]  
 $③ - Z = 333.3 - 14.55 = 318.75$ 票  
 →一社当たり  $318.75/10 = 31.87$ 票



1. 目的適合性の確認
2. 人材確保
3. ガバナンスの在り方
4. 適切な資金管理等の在り方
  
5. 参考

# ＜参考＞ 評議員会の議題

## ◆ 2015年度

	実施日	議題
第一回	2015.4.1	第1号議案 平成27年度事業計画について（総会議案） 第2号議案 平成27年度予算について（総会議案） 第3号議案 業務規程の変更について（総会議案） 第4号議案 送配電等業務指針の策定について（総会議案） 第5号議案 需要想定要領の策定について（理事会議案） 第6号議案 事務局の職制及び権限に関する規程（理事会議案） 第7号議案 職員等の確保等に関する中長期方針（理事会議案）
第二回	2015.6.23	第1号議案 平成27年度供給計画の取りまとめについて 第2号議案 業務規程の変更について 第3号議案 送配電等業務指針の変更について 第4号議案 平成27年度事業計画の変更について 報告事項(1) 広域系統整備計画の策定に向けた検討状況 報告事項(2) 活動状況報告（平成27年4月～6月）
第三回	2015.9.29	第1号議案 東京中部間連系設備に係わる広域系統整備の基本要件等について 第2号議案 東北東京間連系線に係わる広域系統整備の基本要件等について 第3号議案 需要想定要領の変更について 報告事項(1) 平成28年度供給計画取りまとめに向けた対応について 報告事項(2) 活動状況報告（平成27年7月～9月）
第四回	2015.12.15	報告事項(1) 活動状況報告（平成27年10月～12月）
第五回	2016.2.5	第1号議案 定款の変更について（総会議決事項） 第2号議案 業務規程の変更について（総会議決事項） 第3号議案 送配電等業務指針の変更について（総会報告事項） 第4号議案 平成28年度事業計画の決定について（総会議決事項） 第5号議案 平成28年度予算の決定について（総会議決事項） 第6号議案 事務局の職制及び権限に関する規程の変更について（理事会議案） 第7号議案 その他審議事項（理事会議案）

# ＜参考＞ 評議員会の議題

## ◆ 2016年度

	実施日	議題
第一回	2016.5.12	第1号議案 業務規程の変更について（総会議決事項） 第2号議案 送配電等業務指針の変更について（総会報告事項） 第3号議案 平成27年度事業報告について（総会議決事項） 第4号議案 平成27年度決算報告について（総会議決事項） 第5号議案 東京中部間連系設備に係わる広域系統整備の受益者・費用負担割合について 報告事項(1) 活動状況報告（平成28年1月～4月） 報告事項(2) 電力システム改革第2段階への移行に伴って生じている諸問題について
第二回	2016.6.24	第1号議案 平成28年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見について 報告事項(1) 活動状況報告（平成28年5月～6月）
第三回	2016.9.9	第1号議案 東北東京間連系線に係る広域系統整備の実施案、事業実施主体及び費用負担割合案について 第2号議案 送配電等業務指針の変更について 第3号議案 需要想定要領の変更について 報告事項(1) 活動状況報告（平成28年7月～8月） 報告事項(2) 電力システム改革第2段階への移行に伴って生じている諸問題について 報告事項(3) 地域間連系線利用ルール等に関する検討について ①地域間連系線利用ルール等に関する検討会（連系線の送電容量割当て方式の概要） ②地域間連系線利用ルール等に関する勉強会 中間とりまとめ
第四回	2016.12.13	報告事項(1) 中長期的な設備形成に関する課題への対応状況 ①供給力の確保の在り方について 供給計画の取りまとめに添付した経済産業大臣への意見に関する検討の進捗状況 他 ②送配電等設備の在り方について 広域系統長期方針 他 報告事項(2) 活動状況報告（平成28年9月～11月）
第五回	2017.1.31	第1号議案 定款の変更について（総会議決事項） 第2号議案 業務規程の変更について（総会議決事項） 第3号議案 送配電等業務指針の変更について（総会報告事項） 第4号議案 平成29年度事業計画について（総会議決事項） 第5号議案 平成29年度予算について（総会議決事項） 報告事項(1) 電気供給事業者に対する指導について
第六回	2017.3.28	第1号議案 平成29年度供給計画の取りまとめについて 第2号議案 広域系統長期方針の策定について 第3号議案 職員等の確保等に関する中長期方針（平成27年4月）の見直しについて



## <参考> 評議員会の議題

### ◆ 2017年度

	実施日	議題
第一回	2017.5.12	第1号議案 業務規程の変更について（総会議決事項） 第2号議案 送配電等業務指針の変更について（総会報告事項） 第3号議案 平成28年度事業報告について（総会議決事項） 第4号議案 平成28年度決算報告について（総会議決事項） 第5号議案 事務局の職制及び権限に関する規程の変更について 報告事項(1) 「広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会」からの提言への広域機関の対応方針について 報告事項(2) 一般社団法人日本卸電力取引所に対する誤った地域間連系線空容量情報の送信について 報告事項(3) 電力需給検証報告について
第二回	2017.9.22	報告事項(1) 容量メカニズムと容量市場の検討について 報告事項(2) 電気供給事業者に対する指導等について 報告事項(3) 活動状況報告（平成29年4月～8月）
第三回	2017.12.12	報告事項(1) 広域機関が直面する新たな課題について 報告事項(2) 活動状況報告（平成29年9月～11月）
第四回	2018.2.2	第1号議案 定款の変更について（総会議決事項） 第2号議案 業務規程の変更について（総会議決事項） 第3号議案 平成30年度事業計画について（総会議決事項） 第4号議案 平成30年度予算について（総会議決事項） 報告事項(1) 活動状況報告（平成29年12月～平成30年1月）
第五回	2018.3.29	第1号議案 平成30年度供給計画の取りまとめについて 報告事項(1) 活動状況報告（平成30年2月～3月）

## <参考> 評議員会の議題

### ◆ 2018年度

	実施日	議題
第一回	2018.4.26	第1号議案 業務規程の変更について（総会議決事項） 第2号議案 送配電等業務指針の変更について（総会報告事項） 第3号議案 平成29年度事業報告について（総会議決事項） 第4号議案 平成29年度決算報告について（総会議決事項） 第5号議案 一般負担の上限額の見直しについて 報告事項(1) 東京エリア需給状況に関する分析について（2018年1月22日～2月2日、2月22日） 報告事項(2) 平成29年度（2017年度）における苦情及び相談対応について
第二回	2019.1.29	第1号議案 業務規程の変更について（総会議決事項） 第2号議案 送配電等業務指針の変更について（総会報告事項） 第3号議案 2019年度事業計画について（総会議決事項） 第4号議案 2019年度予算について（総会議決事項） 報告事項(1) 平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会報告について 報告事項(2) 活動状況報告（2018年4月～12月）
第三回	2019.3.25	第1号議案 2019年度供給計画の取りまとめについて 報告事項(1) 容量市場の概要及びルール策定の考え方について

## <参考> 評議員会の議題

### ◆ 2019年度

	実施日	議題
第一回	2019.4.25	第1号議案 定款の変更について 第2号議案 業務規程の変更について 第3号議案 送配電等業務指針の変更について 第4号議案 2018年度事業報告について 第5号議案 2018年度決算報告について 第6号議案 需要想定要領の変更について 第7号議案 役員退任後の本機関の中立性確保について 報告事項(1) 活動状況報告 (2019年1月～3月)
第二回	2019.11.11	第1号議案 送配電等業務指針の変更について (総会報告事項) 報告事項(1) 広域系統整備計画に係る検討状況について 報告事項(2) 容量市場募集要項 (案) のご説明 報告事項(3) 活動状況報告 (2019年4月～9月)
第三回	2020.1.31	第1号議案 定款の変更について (総会議決事項) 第2号議案 業務規程の変更について (総会議決事項) 第3号議案 送配電等業務指針の変更について (総会報告事項) 第4号議案 2020年度事業計画について (総会議決事項) 第5号議案 2020年度予算について (総会議決事項) 報告事項(1) 容量市場開設に向けた準備状況
第四回	2020.3.26	第1号議案 2020年度供給計画の取りまとめについて

### ◆ 2020年度

	実施日	議題
第一回	2019.5.20	第1号議案 業務規程の変更について 第2号議案 送配電等業務指針の変更について 第3号議案 2019年度事業報告について 第4号議案 2019年度決算報告について 第5号議案 需要想定要領の変更について
第二回	2020.6.2	第1号議案 災害時連携計画に関する定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更について